報告第7号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

処 分 書

専決第3号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,300円」を「22,600円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,300円」を「22,600円」に、「47,200円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「28,300円」を「22,600円」に、「54,800円」を「52,900円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の 年度分の保険料については、なお従前の例による。